

# 災害事例

災害発生年月：令和4年1月

工事の種類：建設業

災害の種類：激突され

被災の状況：死亡1名

## ドラグ・ショベルの運転誤操作で、つっていた荷が振れ作業員に激突

### 発生状況

- 1 本災害は河川内の災害復旧工事現場において発生した。
- 2 被災者含む作業員4名は、河川内の水流を調整するため、ドラグ・ショベルを移動式クレーン用途で使用し、ポリエチレンパイプ（以下「PE管」という。）の敷設作業等に從事していた。
- 3 作業員の内1名はドラグ・ショベルの運転を行い、被災者含む3名はドラグ・ショベルでつり上げたPE管の付近で敷設位置の調整を行っていたが、ドラグ・ショベルの運転者がPE管をついた状態で運転席を離脱した後、再び運転席に戻る時、運転者が着用していた上着の裾が操作レバーに引っ掛かったため、つり荷（PE管）が振れ被災者の頭部等に激突した。

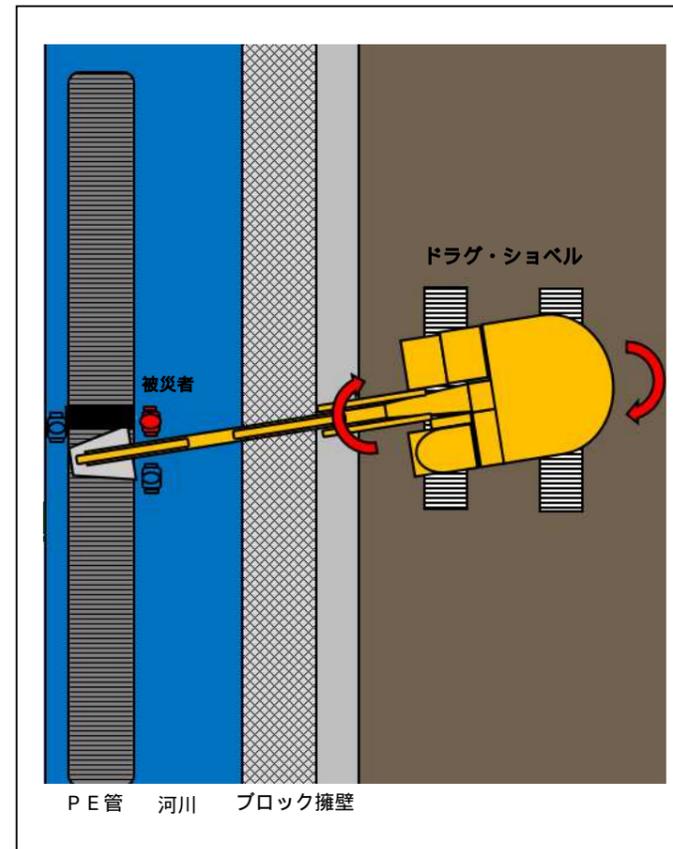
### 発生原因

- 1 ドラグ・ショベルのロックレバーの引上げがあまく機械動作にロックがかかっていなかったこと。
- 2 ドラグ・ショベルの運転者が運転席を離れるときに、バケットおよびつり荷を地上に下しておらず、かつ原動機を停止していないこと。
- 3 ドラグ・ショベルのクレーン機能を有効に作動させず荷をつり上げたこと。
- 4 つり荷等に接触するおそれのある箇所で作業を行わせたこと。
- 5 ドラグ・ショベルの運転者の上着の裾が操作レバーに引っ掛かったこと。
- 6 一部の災害発生原因（災害発生原因の「3」）となる状況を会社役員や事業代表者自ら把握していたが、状況を改善せず作業を続けたこと。
- 7 危険予知活動において建設機械の運転誤操作から生じる危険について洗い出せていないこと。

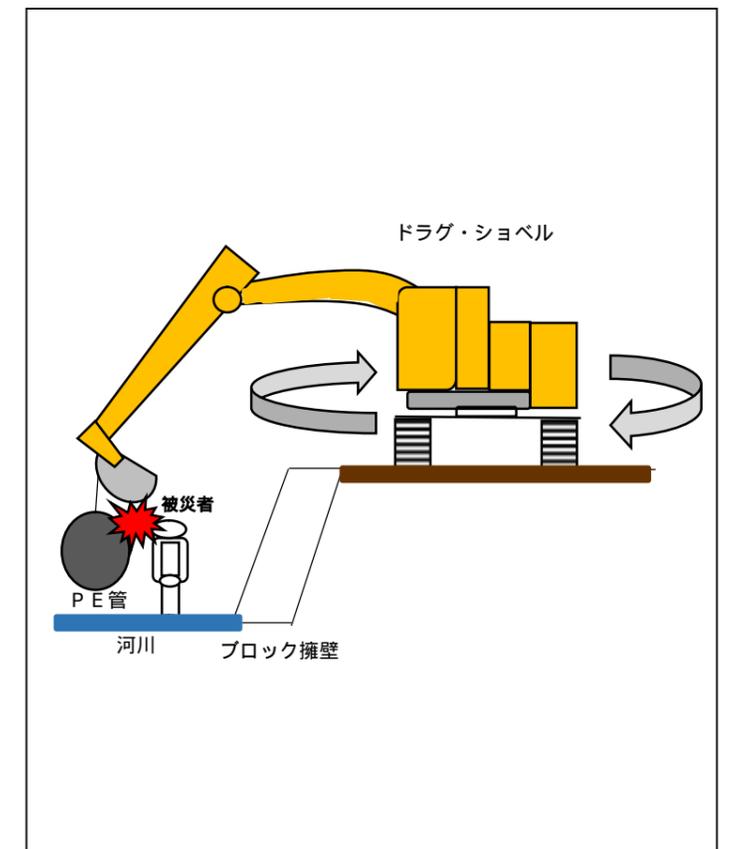
### 再発防止対策

- 1 ドラグ・ショベルの運転席を離れるときは、ロックレバーの引き上げ状態の確認を徹底すること。
- 2 ドラグ・ショベルの運転者が運転席を離れる際は、バケット及びつり荷を地上に下し、原動機の停止を徹底すること。また、作業を安全かつ円滑に進めるための計画を立てるとともに、当該計画を書面等で定め作業員間で共有すること。
- 3 ドラグ・ショベルで荷をつる場合は旋回速度を低減するためのクレーン機能を有効に作動させること。
- 4 つり荷に接触するおそれのある箇所で作業を行わせないこと。また、合図者や誘導者の配置による危険箇所の立ち入りを安易に選択するのではなく、接触の危険がないより安全な作業方法がないか事前に検討すること。
- 5 建設機械を運転するにあたり、安全運転に適した衣服を着用すること。
- 6 法令等に適合した安全作業標準を作成し会社内で周知の上、当該作業標準に記載のルールを守ること。
- 7 危険予知活動では建設機械の運転誤操作から生じる具体的危険について、幅広く話し合いを行い危険認識の共有を図るとともに当該危険性について有効な対策を講じること。

## < 災害発生状況略図 >



平面図



側面図